

【Q & A】

Q 公立全園が認定こども園に移行するのか？ 保育園として残れる園もあるのか？
閉園になる園もあるのか？ 何年計画で移行が進められていくのか？

A 保育園と幼稚園が近接している9地区について、来年度から順次、「幼保連携型認定こども園」に移行していく予定です。

来年度は、まず文殊、六条の両保育園を認定こども園化し、他の7地区につきましては、移行にあたっての課題を整理し、方針を定めて、平成32年度までに移行していきたいと考えております。

また、これら以外の保育園については、当面、保育園として存続していく予定ですが、今後の少子化の進行などの社会情勢の変化に応じ、公立保育園のあり方を検討していかなければならないと考えております。

Q 幼稚園教諭と保育園保育士とでは勤務体制に違いがあるのか？

A 認定こども園では、幼稚園教諭も保育士も同じ保育教諭として同一のシフトの中で勤務することになります。

Q 保育案の様式はどうなるのか？

A それぞれの保育案様式を基に、幼稚園教諭と保育士とで今後検討していきます。

Q 5歳児の午睡、降園時間が違うが、どう対応するのか？

A 5歳児は、活動内容や季節、体調などを考慮し、必要に応じて休息、またはお昼寝を取り入れることを考えています。

認定こども園では降園時間が異なる園児が一緒になるので、活動と休息、緊張と解放などの調和を図ることが必要となるためです。

Q 認定こども園になると、幼稚園教諭はどの程度こども園に入ってこられるのか？

A 必ず1名は幼稚園教諭を認定こども園に配置したいと考えています。

Q 非常勤保育士は幼稚園免許更新が自己負担だが、更新しなくてもこども園で働けるのか？ 免許更新が必要ならば積極的に非常勤保育士に対して更新を促してほしい。

A 平成27年から平成31年までは、移行措置として保育士資格のみでも、認定こども園に勤務することができます。それ以降は、免許の取得、更新が必要です。ただし、移行期間が過ぎても、免許の更新ができなくなってしまうということではありません。

今後も必要な情報の提供については行っていきます。

Q 保護者への説明会は何回くらいするのか？

A 保護者説明会は、原則1回の開催を考えています。

文殊と六条の両保育園保護者への説明会は、本年6月6日(土)に行いました。

なお、保護者説明会に先立ち保護者会役員への説明会を、また、保護者説明会後には地元住民への説明会をそれぞれ行っております。

5/ 9 (土)	文殊保護者会役員説明会	6/ 6 (土)	文殊保護者会説明会
5/ 2 3 (土)	六条保護者会役員説明会	6/ 9 (火)	文殊地区説明会
6/ 6 (土)	六条保護者会説明会	6/ 1 8 (木)	六条地区説明会

Q 事務窓口が教育委員会と子育て支援室の二本化されるのか？

A 認定こども園の所管は子育て支援室になります。

Q 幼稚部の子どもたちの夏休みはあるのか？

A 「1号認定」については、幼稚園同様、長期休業(夏休み等)があります。ただし、希望により、別途料金にて「一時預かり保育」を利用することができます。

利用料金については、国が示している基準が1日4時間までの利用で400円となっていますので、福井市でもこの額を基準に考えています。

Q 幼稚部の子どもたちの給食費、材料費、給食の牛乳はどうなるのか？

A 給食費については、具体的な金額は現時点では決定しておりませんが、2号、3号認定と同様の給食を提供するので、金額にも差が無いように検討します。なお、給食費等は実費徴収になります。また、保育園給食となるので、基本的に牛乳はありません。材料費については、保育料に含まれることとなります。

Q 認定こども園の指針では「養護」という文字が消えていたが、認定こども園になるということは幼稚園よりの方針になっていくということか？

A 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の中では、「養護」ということばでは表れていませんが、解説を読むと養護を含んだ内容となっていることがわかると思います。

現在検討中の、福井市認定こども園教育・保育課程では、「養護」の内容は◎をつけて表す予定です。

公立の認定こども園になるということは、公立幼稚園、公立保育園のよいところを吸収しながら、さらにより教育・保育の施設になっていくことだと考えます。